

太子町LED照明灯導入促進事業
特記仕様書【道路照明・トンネル照明・公園照明】

平成29年6月

太子町

LED照明導入調査事業

1、計画設計

業務の内容・趣旨を把握したうえで、業務計画書を作成、町地域整備課に提出するものとする。

2、資料収集整理

当該業務の実施にあたっては、過去に実施された現地調査資料、台帳、電力契約等の既存資料を収集し整理するものとする。

3、現地調査

(1) 現地調査

当該業務では、町に設置されている道路照明135基（内5基は新設で支柱及び灯具の設置を行う。）・トンネル照明39基・公園照明74基（調査により変更あり。）を対象とした現地調査を行うものとする。調査については、可能な限り本町内事業者を活用すること。

現地調査では、前項で整理した既存資料の内容を踏まえて、以下の項目を調査するとともに、現地の設置状況が判る写真を撮影するものとする。

【調査項目※】

- ア 設置場所・路線名
- イ 照明種別・契約ワット数
- ウ 照明灯管理番号
- エ ポール形式
- オ 灯具形式及びメーカー
- カ 老朽化状況
- キ その他

※調査項目については、台帳の様式等を勘案し、調査実施前に監督職員と協議のうえ最終決定するものとする。

(2) 台帳整理

当該業務では、既存資料及び現地調査によって整合した道路等照明灯について、台帳整備を行うものとする。また、台帳の様式を作成の上、位置情報と整合させた地図情報データベースを作成する。

4、LED照明導入計画の策定

(1) 設計条件及び性能指標の決定

現地調査に基づき計画条件及び計画上の基本事項の整理を行うものとする。また、「道路照明施設設置基準・同解説」及び他法令等の基準に基づき道路等照明に求められる性能指標を決定する。

(2) 灯具の規格設定

前号により決定された条件に基づき、地域毎に必要な明るさを満たす灯具の規格を設定する。

当該業務では、一般社団法人環境技術普及促進協会の定める「平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（LED照明導入促進事業）交付規程」別添「地域におけるLED照明導入促進事業におけるLED照明技術基準」を満たし、プロポーザルで選定されたメーカー製品とする。

（３）照度計算

当該業務では、既設道路等照明をLED照明に灯具のみを更新するものであるため、灯具配置は変わらず、連続照明における灯具間隔、局部照明における灯具配置場所は変更しない。このため、既設の照明柱の位置を前提として照度計算を行うものとする。照度計算では既設照明灯具と当該LED照明灯具との性能比較を行い、性能指標が既設照明以上となるか検証を行うものとする。又、農地等に隣接している箇所は、農作物への影響を検討し、対応策を含めて検討を行うこと。

（４）LED導入効果検討

太子町全域に設置されている道路等照明にLEDを導入することにおける効果を、経済面、環境面などの観点から総合的に検討するものとする。

LEDの導入台数については243基を基本とするが、LED導入に伴う概算事業費を算出し、LED化による縮減コストとリース方式による導入費用との差額を精査し決定するものとする。

（５）計画の策定

以下の事項についてとりまとめる。

ア 導入計画の決定

イ 省エネ・省CO₂・省マネーの計算

ウ 仕様書の作成（工事仕様書、使用機器仕様書、保守点検仕様書）

エ 概算積算（予定価格：工事費、電力契約変更手数料、リース料率、保守点検費）

オ 概算事業シミュレーション（キャッシュシミュレーション作成）

6、維持管理手法の検討

当該事業では10年間のリース方式によって248灯（導入効果検討によって変動）のLED照明を導入する予定である。このため、当該業務では、これら多くの道路等照明灯を効率的に維持管理するための手法を検討するものとする。

7、照査

設計計算、施行の安全性などの照査を実施する。

8、報告書作成

上記項目について、解説し取りまとめて記載した設計報告書を作成する。

LED照明導入補助事業

1、事業内容

LED照明灯導入調査事業における事業計画に基づき、照明灯導入に関する以下の事項について実施する。

- (1) 一般社団環境技術普及促進協会補助金申請手続き
- (2) LED照明灯の設置工事及び工事に伴う一切の各種手続き
- (3) 電力契約の変更手続き
- (4) 10年間のリース期間中におけるリース物件の保守点検及び修繕業務

2、リース物件の範囲（予定）

灯具及び灯具交換に関する付属品一式（デイライト等の関連機器はリース対象外とするが、提案があれば検討するものとする。なお、取付用アタッチメントについては次項を参照すること。）

3、機器及び工事に関する事項

- (1) 既存照明灯具及び交換により発生した付属品については事業者により適切に処理すること。
- (2) 取付けポールが標準的な円形の場合、細径の取付アタッチメント等の設置に係るものは本事業に含むものとする。その他特殊な形状の照明柱への取付けについても今回のリース物件対象とするが、提案によっては別途協議とする。
- (3) 工事については可能な限り本町内事業者を活用すること。
- (4) 「平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（LED照明導入促進事業）交付規定」別添「地域におけるLED照明導入促進事業におけるLED照明技術基準」を満たし、本町の道路等照明に適切な製品とする（照度調整した製品も可能）。
- (5) 取り外した灯具の取り扱いについては、関係法令に基づき適切に処分を行うこと。

4、保守点検及び修繕業務に関する事項

- (1) 保守点検及び修繕については、可能な限り本町内業者を活用すること。
- (2) 保守点検においてリース物件以外に起因する不具合の場合、点検も含め町の費用で対応する。
- (3) 機器の不具合が、地震、戦争、暴動、風水害などの不可抗力によるものと判断した場合にあっては本町の責任において補修するものとし、それ以外の場合にあっては事業者の責任において補修を行うものとする。なお、経年劣化による照度低下（基準値以下）、落雷、原因者不明の事故による不具合については、事業者の責任において補修を行うものとする。

5、事業スケジュール（予定）

- (1) リース契約期間 : 10年間
- (2) 優先交渉権者の選定 : 平成29年7月
- (3) 契約の締結 調査業務契約 : 平成29年8月（補助金交付申請等手続後）
リース契約 : 平成30年1月（補助金交付申請等手続後）

- (4) 調査計画・工事履行期間 : 契約締結日から平成30年3月31日
- (5) リース開始日 : 平成30年2月1日